

定量的な成果目標の設定が困難な場合		定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績						
		本負担金は、法で定めるところにより、介護給付及び予防給付等に要する費用等を国が一部負担するものであり、国が一定の目標を定めて執行をするものではないため。			介護給付及び予防給付等に要する費用等を国が一部負担することにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。平成28年度に当該負担金を交付した保険者（市町村）数は1,579保険者（市町村）である。						
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 29 年度		
	全保険者（市町村）数として設定	当該負担金の交付保険者（市町村）数	実績	保険者	1,579	1,579	1,579	－	－		
			目標値	保険者	1,579	1,579	1,579	－	1,579		
達成度			%	100	100	100	－	－			
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込		
	保険者数	活動実績	保険者	1,579	1,579	1,579	－	－			
		当初見込み	保険者	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
	単位当たりコスト＝X／Y X:「執行額(百万円)」 Y:「保険者数」		単位当たりコスト	百万円	1,034	1,077	1,104	1,160			
			計算式	X/Y	1,635,114/1,579	1,700,839/1,579	1,744,936/1,579	1,832,301/1,579			
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	基本目標X 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること								
		施策	介護保険制度の適切な運営等を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（施策目標X－1－4）								
		測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標年度 － 年度	
			－	実績値	－	－	－	－	－	－	
				目標値	－	－	－	－	－	－	
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	・保険者に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行うことにより、各保険者の介護保険財政の安定化が図られ、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ・別枠で低所得者保険料軽減負担金を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減強化を図る。										
	アクション・プログラム	改革項目	分野:	社会保障	⑪要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討						
		（第一階層） KPI	KPI（第一階層）			単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
			・地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者	成果実績	－	－	－	－	－	－	
				目標値	－	－	－	－	－	100%	
				達成度	%	－	－	－	－	－	
		（第二階層） KPI	KPI（第二階層）			単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
			・年齢調整後の要介護度別認定率の地域差 ・年齢調整後の一人当たり介護費の地域差（施設／居住系／在宅／合計）	成果実績	－	－	－	－	－	－	
				目標値	－	－	－	－	－	縮小	
				達成度	%	－	－	－	－	－	
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
保険者機能を強化し、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化を推進することにより、介護保険財政の安定化につながるとともに、給付費の地域差が縮小すると考えられる。											
事業所管部局による点検・改善											
国費投入の必要性	項 目				評 価		評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○		高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、国は本制度が十分にその機能を果たし、かつ安定的な事業運営が確保されるよう努める責務がある。その具体的な責務の表れとして、国費が投入されているところである。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○		安定的な事業運営のため公的責任が生じることから、国、自治体、被保険者で費用負担を分担している。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○		高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、極めて優先度の高いものである。				

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-			
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	介護保険制度の費用負担構成は法定事項であり、受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	単位当たりコスト水準については、介護給付費が伸びていく中、比較的安定した伸び率で推移している。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の使途は法定事項であり、真に必要なものに限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-			
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-				
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績については、十分に見込みに見合ったものになっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	介護給付費負担金は、介護給付費の20%(施設分は15%)について、国が各保険者に定率補助するものであるが、介護給付費財政調整交付金(老健局)は、介護給付費の5%を財源として各保険者の責めによらない給付費増を財政調整するものであり、各保険者に定率補助をするものではない。 また、介護納付金(保険局)は、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収し、各市町村が介護給付費交付金として交付しているものであり、それぞれ性質が異なり、役割分担を適切に行っている。			
	所管府省名	事業番号	事業名				
	厚生労働省	0808	介護給付費財政調整交付金				
	厚生労働省	新29 - 0047	介護納付金負担金助成事業				
点検・改善結果	点検結果	介護保険法第121条及び第124条の2に規定する介護給付費及び予防給付等に要する費用等に係る国の負担金であり、平成28年度においては、1, 579の保険者に対し本負担金を交付することにより、各保険者における安定的な介護保険制度の運営に寄与している。					
	改善の方向性	今後についても、介護給付費の見込み等を分析し、介護保険制度の安定的な運営を図るために、引き続き、必要な予算を確保し、適正かつ効率的な執行に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状通り	介護保険制度において必要不可欠な事業であるため、引き続き、必要な予算を確保し、適正な執行に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めていく。						
備考							
保険者における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的に、介護給付や第1号介護保険料の負担軽減に係る費用に対する国庫負担を行うものであり、1つのシートとすることが適当である。							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	547	平成23年度	497	平成24年度	440		
平成25年度	826	平成26年度	827	平成27年度	838		
平成28年度	808						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

○介護保険給付の負担割合(平成28年度)

- ・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20%
(2)介護給付費財政調整交付金 5%
- ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5%
- ・市町村・・・12.5%
- ・第1号保険料・・・22%
- ・第2号保険料・・・28%

介護給付費財政調整交付金(別シート参照)

介護給付費負担金		都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
----------	--	------	-----	--------	--------

○低所得者保険料軽減負担金

- ・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 平成28年度実績

厚生労働省
1,744,936百万円

[法に基づき、介護給付費等負担金を交付]

【補助金等交付】

A.介護保険者(市町村)
(全国1,579保険者)
1,744,936
百万円

[介護給付及び予防給付等に要する費用等の支払]

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.横浜市			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	介護保険給付及び低所得者の第1号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入額の一部負担	44,038			
計		44,038	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	44,038	補助金等交付	-	-	-
2	大阪市	6000020271004	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	42,842	補助金等交付	-	-	-
3	名古屋市	3000020231002	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	30,227	補助金等交付	-	-	-
4	札幌市	9000020011002	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	24,814	補助金等交付	-	-	-
5	京都市	2000020261009	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	21,973	補助金等交付	-	-	-
6	神戸市	9000020281000	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	21,490	補助金等交付	-	-	-
7	福岡市	3000020401307	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	16,543	補助金等交付	-	-	-
8	北九州市	8000020401005	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	15,447	補助金等交付	-	-	-
9	広島市	9000020341002	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	15,380	補助金等交付	-	-	-
10	川崎市	7000020141305	介護給付及び予防給付等に要する費用等を法律に基づき負担	14,270	補助金等交付	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-